旧上野ふれあいプラザ跡地活用事業に係る補助金検討比較表

資料1

令和8年9月1日時点

補助金名（主管省庁）	事業概要	（参考）R8予算額	補助対象者		補助対象事業			補助対象経費	補助率	上限額	補助要件
			自治体	民間等	除却	改修	関連事業				
廃屋撤去・再生による地方温泉等のまちづくり支援事業（観光庁）	観光振興を通じた地域活性化に向けては、地方温泉街などの観光の中心地に残る規模の大きな廃屋の再生が進みにくいといった課題がある。このような課題に対処するため、新たな宿泊施設等の再生が見込まれる場合に、廃屋の撤去・減築に要する費用等に国が直接支援する。  イメージ：群馬県水上温泉	10億円	●	●				協議会運営・会議費、エリア再生計画策定委託費、専門家の招聘に要する費用、構造調査費、アスベスト調査費等	2／3	合計6億円	**【共通】** ○ 廃屋跡地で宿泊施設等の再生を担う後継事業者の見通しがある ○ 地方公共団体と申請者が一体となるエリア再生計画協議会の設立合意がある（規約・定款等は不要） ○ 除却・減築を行う廃屋が次の要件に合致している ・地方温泉地等の観光の中心地に所在（観光振興計画での位置づけ、観光客の来訪状況等から総合的に判断） ・廃屋の延べ面積が概ね2,500㎡以上（民間単独での解決が困難なもの） ・廃屋の使用停止から概ね5年以上が経過（従前の用途は問わない） ※ 廃屋の所有権が後継事業者に移転している場合、対象外 ○ 新たな宿泊施設等については、以下の要件を満たしている ・民間施設である（公設民営は対象外） ・宿泊施設等の観光施設である ・廃屋と同等以下の延べ面積である **【解体・減築等】** ○ 対象エリアの課題と再生の方針、再生される観光施設、関連事業、実施スケジュール等を定めたエリア再生協議会によるエリア再生計画に基づくもの **【関連事業】** ○ 廃屋再生と相乗効果を有無、まちのにぎわい再生に資する事業を「周辺事業」という（例:旅館等の再生に併せて行う周辺の廃屋撤去・減築等） ○ 周辺事業のうち「まちのにぎわい」再生の中核を担う事業（自治体が主体のもので、エリア再生計画内に明示されたものを「コア周辺事業」という ○ 新たな宿泊施等の竣工の2年後までに実施されるもの
			●	●	●		（周辺整備）	廃屋の除却・減築費 等 ※廃屋撤去後の新築費等は補助対象外	除却・減築：2／3 周辺事業：1／2 コア周辺事業：2／3		
空き家対策モデル事業［空家対策総合支援事業］（国交省）	NPOや民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家の活用等に係る調査・検討等や改修工事・除却工事等に対して国が直接支援し、その成果の全国展開を図る。	59億円の内数	●	●				調査検討、計画作成、普及・広報等に要する費用	定額	－	**【共通】** ○「新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等」といった応募テーマに該当する取組である ○ 原則、市区町村が策定する空家等対策計画に沿って行われる取組である **【体制構築・計画策定】** ○ 事業スキーム構築、体制整備、調査検討など空き家対策に関するソフト的な取組である **【除却・改修】** ○ 個別の空き家の活用方法等について、まちづくりの観点から地域で検討し、その結果を踏まえて実施する除却・改修、跡地整備である
			●	●	●	●	（跡地整備）	除却、改修、跡地整備費 等	除却：1／3 改修：2／5 跡地整備：1／3	除却：非木造 51,000円／㎡	
エリア価値向上整備事業［都市構造再編集中支援事業］（国交省）	「立地適正化計画」に基づき、官民連携により既存の都市のインフラ又は施設を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する取組を支援する。	706億円の内数	●	●（市町村都市再生協議会）	●	●	（跡地暫定利用、社会実験等）	都市機能誘導区域内における事業の実施に向けた構想・検討、既存建造物活用、社会実験、次期開発に向けた既存物件の除却、暫定利用に要する費用 等	1／2（都市機能誘導区域内）	市町村がNPO等に対して負担する費用の額の範囲内。なお、「既存物件の除却に要する費用」については21億円	【除却・跡地暫定活用】 ○ 都市機能誘導区域内で実施される事業である ○ 次期開発（従前施設の商業・業務機能の規模を相当程度縮小し、かつ、公共施設を整備）に向けた「まちの将来ビジョン（任意の構想、計画）」を策定済である ○ 当該地が落壁による事故や周辺の犯罪増加など現に外部不経済が発生している空きビル（基本的に市町村が建物所有者）であり、かつ、ｉ）又はⅱ）の要件に該当する。 ｉ）「除却」を実施する場合、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・従前の建物用途が誘導施設（社会福祉施設、子育て支援施設等）に相当 ・「まちの将来ビジョン」に基づき次期開発を想定する区域における「土地利用の検討」を実施済 ・次期開発において民間施設の整備が想定される場合、「既存建物の除却に要する費用」に係る官民による費用負担の考え方を協定で定め、必要に応じて「既存建物の除却に要する費用」から民間負担分を控除すること。 ・次のいずれかの要件に該当すること。 A 「既存物件の除却から概ね3年以内に事業着手を行う」旨の覚書の締結 B 事業主体と事業化に向けて協議を開始している旨を証明する書類の都市再生整備計画への添付 C 「地区計画」の策定（「まちの将来ビジョン」で想定する機能以外の立地の抑制、「まちの将来ビジョン」に沿った開発を行う等） ⅱ）「暫定利用」を実施する場合、次の全ての要件に該当する場合に限る。 ・暫定利用時は当該地において「営利目的とする施設の営業」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設の営業」を除く。 ・次期開発が開始されるまでの期間、当該地を適切な管理のもと活用し、空き地の状態としない
官民連携都市再生推進事業（国交省）	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援する。 	1億円	●（エリアプラットフォーム構築の準備段階に限る）	●（エリアプラットフォーム）				未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの構築・運営、未来ビジョン等の策定に要するデータ収集・分析・専門人材活用・開発活動等に要する費用	体制構築：定額 計画作成：1／2	1千万円／年 （最大5年間）	**【共通】** ○ 補助対象者（申請主体）が、都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム（都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームを含む）である ※ エリアプラットフォームには、市町村、都市再生推進法人その他のまちづくり活動を行う法人等を構成者とするとともに、エリア価値向上に寄与した優れたまちづくり活動の実績ある者が参画・支援している官民連携体制をいう。 **【関連事業】** ○ 未来ビジョン等に基づく、都市の魅力を向上するための施策（目標設定と評価が適切に行われるものに限る）の実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等である ※ 未来ビジョンとは、エリアプラットフォームにおいて策定される次の事項を記載した構想をいう。 ・対象とする地域の特性の現状分析 ・地域の特性を踏まえた目指す将来像 ・目指す将来像に向けた施策と役割分担 ・目指す将来像に向けたロードマップ
				●（エリアプラットフォーム）			●（社会実験等）	社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用、都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設等（市町村長の認定を受けたものに限る）の整備に要する費用	1／2	－	
空き家対策総合支援事業（国交省）	空家特措法を積極的に活用して、空き家の除却・活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。 	59億円の内数	●		●	●	●（跡地整備等）	除却、改修（住環境の改善及び地域の活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く）、移転、増築、改築等）、跡地整備 等	除却：2／5 改修：1／3 跡地整備：1／3	－	**【共通】** ○ 空家等対策計画に基づき実施する取組である **【除却】** ○ 跡地について、地域活性化に資する以下のいずれかの用途として10年以上計画的に利用するための除却である ・地域に開放するポケットパークや児童遊園を整備 ・災害時等に避難することが可能な防災空地や避難場所を整備 ・地域に開放する公的駐車場を整備 **【改修】** ○ 地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修である